

## 防府市有住宅住替え要綱

平成25年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市有住宅(以下「住宅」という。)に入居している者(以下「入居者」という。)が公募を行わず、現在の入居している住宅から他の住宅に住替えをする場合の取扱いについて、防府市有住宅設置及び管理条例(平成24年防府市条例第40号。以下「条例」という。)及び同条例施行規則(平成25年防府市規則第10号の。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 住替えとは、現在入居している住宅から他の住宅に変更することをいう。

(住替えの資格)

第3条 住替えを行うことができる者は、現在入居している住宅において円滑な共同生活を営んでいるとともに、防府市有住宅設置及び管理条例及び同条例施行規則を厳守している者であって、別表1のいずれかに該当するものとする。

(住替え先の市有住宅)

第4条 住替え先の市有住宅は、原則として同一団地内の住宅とする。ただし、同一団地内に適当な住替え先の住宅がないときは、この限りではない。

(住替え申請手続)

第5条 住替えを希望する者は、市有住宅住替え承認申請書(第1号様式)に必要書類を添えて市長に申請をするものとする。

(承認しない者)

第6条 次の各号に掲げる申請者は、原則として承認しないものとする。

- (1) 住替え前の家賃を滞納している者
- (2) 申請内容に虚偽の事項を記載したもの

(住替え申請者処理簿への記載及び住替えの承認等)

第7条 市長は、前条の申請があったときには、受付日順に住替え申請者処理簿(第2号様式)に記載するものとする。

2 市長は、前項の処理を行った後、速やかにその書類審査及び面接等による事情聴取を行った上、その適否を判断し、その結果を市有住宅住替え承認通知書(第3号

様式)又は市有住宅住替え棄却通知書(第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(承認の期間)

第8条 前条の承認期間は、承認のあった日から1年以内とする。

(入居及び明渡し手続)

第9条 住替え承認を受けた者は、市有住宅の入居の決定通知があったときには、速やかに条例第7条の規定に基づき入居手続を行うとともに、従前の住宅について条例第26条に定める住宅の明渡し手続をしなければならない。

(明渡しの際の費用負担)

第10条 住替えにより明渡しを行う従前の住宅について、入居者の責めによる修繕を行う必要がある場合は、入居者の負担で速やかに修繕を行わなければならない。

(期間通算)

第11条 第9条の規定にかかわらず、住宅に入居した日は、最初に住宅に入居した日とする。

(承認の取消し)

第12条 市長は、第7条第2項の規定により住替えの承認を受けた者が第5条の申請書に虚偽の記載をし、又は事実の記載をしなかったことが判明したときは、当該承認を取り消すものとする。この場合において、既に住替え先の住宅に入居しているときは、条例第27条の規定により明渡しを請求することができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(別表 1)

区分	住替え理由	条件等	居住年数	添付書類
第1号	加齢 病気 身体障害者等	入居者又は同居者が加齢、病気、不慮の事故などによって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことから、階段の昇降に著しく支障を来しており、現在の住宅での居住が困難である場合	原則として1年以上居住の者	○医師の診断書(階段の昇降等に支障を来たしており、現在の住宅での生活が困難である旨を明記してあるもの) ○身体障害者手帳を有する者は、その手帳の写し ○滞納のない証明証
第2号	既存入居者相互の入替え	既存入居者が相互に入れ替わることが、双方の利益となる場合	原則として3年以上居住の者	○同居者全員の住民票(同一世帯のもの) ○滞納のない証明証
第3号	その他	市長が特に住替えを必要と認めた場合	原則として3年以上居住の者	○その他の理由に関し、必要とする書類